

公認審査員認定規程

【公認集計員】

- 第18条 本連盟主催大会の集計は、公認集計員が担当しなければならない。また、本連盟公認大会の集計も公認集計員が担当することが望ましい。
2. 公認集計員資格の取得希望者は、所属連盟の承認を得て本連盟審査委員会(以下「審査委員会」という)に申込む。但し、所属連盟が無い者で審査委員会が認めた場合は、審査委員会に直接申込むことができる。
公認集計員の受講資格は、原則として以下の条件を全て満たした者とする。
 - ① 公認審査員認定規程を熟知し、集計業務の経験を有する者。
 - ② 集計業務に必要なパソコン処理技術(特にMicrosoft Excel)を有する者。
 - ③ 集計業務(事前打合せを含む)にあたり、e-mailを使用して審査委員会等との意思疎通をスムーズに行える者。
 3. 申込者の中から審査委員会が受講者を決定する。講習は本連盟主催大会で行い、入場料は受講者負担とする。講習を実施する大会は審査委員会が定める。
 4. 講習の講師は、審査委員会委員及び集計委員がその任にあたる。
 5. 審査委員会で入力データを詳細に検証し、パソコン処理技量及び集計技術を十分に修得したと認められた者は、公認集計員として認定する。審査委員会集計委員は、公認集計員の有資格者より選考する。

以下、各条を繰り下げ

選手登録規程

【申し込み】

- 第3条 地方連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入し加盟費と年間登録費を添えて、在住または勤務・通学する地方連盟に所属する公認クラブを経由して申し込む。但し、複数の地方連盟に選手登録することはできない。
地方連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入し加盟費と年間登録費を添え公認クラブを経由して、以下のいずれかの地方連盟に申し込む。但し、複数の地方連盟に選手登録することはできない。
 - ① 居住地または通勤・通学する地方連盟
 - ② 同一ブロック内で、居住地に隣接する地方連盟(居住地の公認クラブより隣接する府県の公認クラブの方が近い場合)
2. 止むを得ない事情により前項以外の地方連盟に登録を希望する場合は、選手登録特例許可申請書を希望する連盟を経由して本連盟に提出し、本連盟が承認した場合は希望する地方連盟に選手登録することができる。
 - 2.3. 社会人連盟又は学生連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入のうえ、社会人連盟又は学生連盟の事務局に申し込む。但し、社会人連盟と学生連盟に同一人が選手登録することはできない。

【他団体大会出場選手の選手登録】

- 第5条 他団体大会出場選手の本連盟への選手登録は、以下の全ての項目を遵守する誓約書付選手登録申請書を希望する連盟を経由して本連盟に提出し、本連盟の承認を受けなければならない。
 - (1) 本連盟の規程の遵守。
 - (2) アンチドーピング理念の同意。
 - (3) 今後、他団体の競技会に出場しないこと。

以下、各条を繰り下げ

選手権大会実施規程

【大会役員】

第4条 本連盟及び加盟組織の行うボディビル選手権大会には原則として下記の役員を置く。その役割は、つぎのとおりとする。

- (1) 大会会長……………大会を統括指導する。
- (2) 大会実行委員長…大会運営に関する一切を把握し指導する。
- (3) 審査委員長……………審査に関する一切の責任を持ち審査員を指導する。
但し、本連盟主催大会に限り、審査員を兼ねることはできない。
審査委員長は、全ての選手権大会で置かなければならない。
- (4) 競技運営委員長…競技に関する一切の責任を持ち競技運営委員を指導する。
- (4) 審査員……………規程に従って公正な採点を行うとともに、計量を担当する。
- (6) 競技運営員……………競技運営委員長の指導のもと競技運営を行う。
- ~~(11) 7~~ ~~ドーピングテスト委員……………ドーピングテストを実施する。~~
アンチドーピング委員……………ドーピングテストに関する業務を行う。
- (8) 集計係員……………採点された審査カードを集計整理する。
- (6) 選手係……………選手の受付・誘導を行う。
- (7) 進行係……………大会の進行を行う。
- (8) 報道係……………報道関係者に対しボディビルの正しい認識を得る適切な説明を行い、積極的な報道を依頼する。
- (9) 会場係……………会場の整理及び、ウォーミングアップ用の器具を配置管理する。
- ~~(10) 13~~ 受付係……………来賓及び入場者の受付・案内を行う。

【審査種目・順位付数・入賞数・表彰人数】

第20条 各選手権大会の審査種目、順位付数、表彰人数は、原則として、以下のとおりとする。但し、出場選手が指定人数に満たない場合は出場選手数とする。

(7) オールジャパンミスボディフィットネス選手権/ミス21健康美大会

- ① ピックアップⅠ……………~~126~~名選出(全選手から)
- ② ピックアップⅡ……………~~126~~名選出(全選手から)
- ③ 決勝審査……………~~126~~名順位付・6名表彰

【公認競技運営員】

第36条 本連盟主催大会の競技運営は、公認競技運営員が担当しなければならない。また、本連盟公認大会の競技運営も公認競技運営員が担当することが望ましい。

2. 公認競技運営員資格の取得希望者は、所属連盟の承認を得て本連盟競技運営委員会(以下「競技運営委員会」という)に申し込む。但し、所属連盟が無い者で競技運営委員会が認めた場合は、競技運営委員会に直接申し込むことができる。

公認競技運営員の受講資格は、原則として以下の条件を全て満たした者とする。

- ① 競技運営業務の経験を有する者。
- ② 競技運営業務(事前打合せを含む)にあたり、e-mailを使用して競技運営委員会等との意思疎通をスムーズに行える者。
3. 申込者の中から競技運営委員会が受講者を決定する。講習は本連盟主催大会で行い、受講者は実行委員補助を兼ね入場料の負担は不要とする。講習を実施する大会は競技運営委員会が定める。
4. 講習の講師は、競技運営委員会委員及び競技運営委員がその任にあたる。
5. 競技運営委員会で講習の結果を詳細に検証し、競技運営の技量及び技術を十分に修得したと認められた者は、公認競技運営員として認定する。競技運営委員会委員は、公認競技運営員の有資格者より選考する。

以下、各条を繰り下げ